

記者発表資料

令和3年2月6日

農政部農業政策室・畜産課

担当：農業政策室 曾根（022-211-2891）

畜産課 西（022-211-2884）

県内における高病原性鳥インフルエンザの疫学関連農場に係る

移動制限の解除について

宮城県角田市内の疫学関連農場（千葉県の高病原性鳥インフルエンザ発生農場から家きんを導入していたため）について、2月5日及び6日、疫学関連家きんの検査を行い、陰性であることが確認されました。これを踏まえ、農林水産省と協議した結果、2月6日（土）15時をもって、当該農場の移動制限を解除することとなりました。

1 家きん農場の概要

所在地：角田市

飼養羽数：約7,500羽（あひる）

2 解除内容

対象農場：千葉県の発生農場から導入された家きんにより疫学関連と判定された農場

解除時期：令和3年2月6日（土）15時

3 農場の防疫措置の経過

1月21日（木） 殺処分終了

※約8,000羽のうち、疑似患畜と判定された517羽

（千葉県の農場から導入した家きん）のみ殺処分（防疫措置完了）

1月22日（金）～2月4日（木） 当該家きん農場の監視強化（毎日の報告徴求）

2月5日（金）及び6日（土） 疫学関連家きんの検査（防疫措置完了から14日経過後）

2月6日（土） 検査結果判明（陰性）、移動制限の解除

4 その他

「宮城県特定家畜伝染病対策本部」は、本日をもって廃止することとします。

- 当該養鶏場は、感染が疑われるとの報道があった時点から飼養家きんの移動を自粛しておりました。我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- 農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。